

人吉市農業委員会定例総会

(第5回)

令和3年5月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年5月25日
カルチャーパレス1階 相談室

議事日程

- 日程第 1 議第 22 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 23 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 24 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について
日程第 4 議第 25 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5 議第 26 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 6 議第 27 号 非農地証明願について
日程第 7 議第 28 号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員(10名)

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 推進委員については招集せず(新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置)

議事録署名農業委員 3番 永 田 正 輝

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	村	口	憲	彦			
次	長	和	泉	光	代			
主	席	豊	永	英	紀			
再	任	用	職	員	坂	井	正	子

開会：9時00分

- （議長）おはようございます。本日の会議は出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。ただ今から令和3年第5回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に3番委員を指名します。
本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。
- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第22号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- （事務局次長）日程第1・議第22号 朗読
- （議長）次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（議長を職務代理者と交代する）
- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。
1番について10番委員の調査報告をお願いします。
- （10番委員）おはようございます。農地法第3条の1番の調査報告をいたします。土地の所在と地目は記載のとおりでございます。田が5筆で2,003㎡、畑が1筆で141㎡、合計の2,144㎡でございます。これは3条の無償移転でございます。譲渡人と譲受人は親子関係でございます、譲渡人の年齢が77歳ということでございますが、贈与ということでございます。申請地に関しましては昨年の7月豪雨災害で被災を受けている農地でございます。別紙位置図は1ページと2ページになります。申請の理由といたしまして譲渡人の農業経営の廃業、譲受人の農業経営の拡大という

こととございます。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番は該当しないということで調査をしてみました。皆様のご審議の方よろしくをお願いします。

- （職務代理者）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（議長を会長と交代する）

- （議長）2番について4番委員の調査報告をお願いします。

- （4番委員）おはようございます。3条の2番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用内、面積は1筆の2、520㎡となっております。3条の有償移転で譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由といたしまして、譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は地元の農業法人の代表も務められており、地域の農業振興の事業に対しても積極的に参加、協力をされておられる方です。申請地については数年前から譲受人が耕作をされておられ、昨年7月豪雨で被災した農地でもあります。譲渡人はご高齢で子供さんもおられますが、負担金まで出して復旧工事はしないということで、譲受人へ譲り受けてほしいと相談をしたところ、御理解をいただきまして、今回の申請になったということでございます。位置図は3ページです。調査書の1番、4番、5番、7番には該当しないということで、皆様のご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について7番委員の調査報告をお願いします。
- （7番委員）おはようございます。議第22号、農地法第3条の3番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外となっております。位置図は4ページです。面積は2筆合計の1,499㎡で、無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は昨年の7月豪雨災害で被災され、自作農地を失っておられます。申請農地は以前より、譲渡人が高齢ですので、譲受人が畑として利用されておりました。今回、後ほど5条で出てきますが、残りは畑として野菜を栽培されるということで譲り受けられることになりました。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番とも該当しないと判断し、何ら問題ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況を見て ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第2・議第23号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
 - （事務局次長）日程第2・議第23号 朗読
 - （議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。
 - （5番委員）農地法第4条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。農地の所

在、地目、面積は記載のとおりでございます。申請人も記載のとおりでございます。転用目的としまして、農業用倉庫及び作業場。施設の概要として建物面積が57.50㎡、通路及び作業場が376.50㎡。転用理由としまして、農業用倉庫及び作業場。審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地です。該当事項とした判断理由は、農用区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため。一般基準といたしまして、1番、3番、6番は適当と認めます。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。申請地は既転用であり、倉庫も建っております。作業場辺りはコンクリートで舗装されています。そのため、始末書も提出されております。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- （1番委員）事務局にお尋ねします。農業用倉庫はだいたい何㎡までが農業用倉庫として認められるのでしょうか。
- （事務局 豊永主席）農業用施設としては許可不要の範囲が200㎡未満となっております。ここの農業用倉庫は57.50㎡で農業用倉庫だけでしたら許可不要でも届出できたのですが、既にコンクリートを周りに大部分敷き詰めてあるので、転用面積とすれば、その土地のほぼ全面積の434㎡が転用面積として今回はあがっております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （5番委員）補足ですが、だいたい30年前に建物は建てられておりました。申請人はたばこ農家でして堆肥舎として利用されていたということです。倉庫の前は広場になっておりますが、そこに関しましてはまだコンクリート舗装はその当時はされておられませんでした。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第3・議第24号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○ (事務局次長) 日程第3・議第24号 朗読

○ (議長) 1番について8番委員の調査報告をお願いします。

○ (8番委員) 5条の1番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。上の2筆が地目は田で、面積は合計の2,843㎡です。下の田については3筆合計の2,416㎡です。権利は賃貸借です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は砂利採取及び運搬路、仮置場となります。一時転用です。位置図は6ページとなります。これは砂利採取のための一時転用となります。付近は通学路にもなっているため通学の時間帯を避けてダンプなどは入るということでした。また、粉じん等を防ぐためにネットなどを張って作業をするということです。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的は、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であり、一時的な利用に供するために行うものであって、農地転用の不許可の例外事由に該当し、許可は可能である。一般基準として、1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番に相当と判断されます。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○ (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第4・議第25号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○ (事務局次長) 日程第4・議第25号 朗読

- （議長） 1 番について 2 番委員の調査報告をお願いします。

- （2 番委員） 議第 2 5 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。
土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田と畑です。農振区分としまして、農用外です。面積としまして、田が 8 2 m²、畑が 1 0 4 m²でございます。権利として所有権移転で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は駐車場でございます。施設の概要として駐車場 5 台分の 1 8 6 m²でございます。備考欄としまして、第 2 種農地、農業振興地域内、都市計画区域外、着工と完了は記載のとおりでございます。位置図は 7 ページです。土地の選定理由としましては、申請地は会社 敷地内の駐車場と隣接しており、駐車場を拡大するための予定地として最適であると判断されたということでございます。事業の目的は、譲受人は、自動車の板金及び塗装、修理業を営んでいますので、お客様から預かった車両を管理する駐車場が不足しており、その用地を確保するというところでございます。被害防除方策につきまして、造成中の被害防除は、隣接地との境界には盛土をして土砂流出等がないように注意をする。万が一、被害が発生した場合には当方において責任をもって対応するというところでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第 2 種農地。農地の区分と転用目的、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準としまして、1 番、3 番、6 番、8 番、1 0 番は適当と判断しました。この 1 0 番につきましては里道がありますので、管理者の道路河川課との協議が済んでいるということです。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長） ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。
2 番について 7 番委員の調査報告をお願いします。

- （7 番委員） 議第 2 5 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 2 番の報告をいたします。

農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は381㎡となっております。位置図は4ページです。先ほどの3条申請地の近くになります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的と理由は個人住宅の建設です。申請地は第3種農地、農業振興地域外、都市計画区域内となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は先ほどの3条でも言いましたとおり、譲受人が被災をされ、自宅も浸かっておられます。自宅の再建の用地として浸水の被害もない高台で、畑に隣接する申請地を親御さんから譲り受けられたということです。申請地は市の上下水道も通っておりますので、汚水と雑排水はそちらで処理をするということです。周りは道路と住宅地、自分が所有する畑となっておりますので、その他の被害なども発生する恐れはないということで問題はないと思います。実質審査表をご覧ください。立地基準として、農地の区分は第3種農地、第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準として、1番、3番、6番、8番は適当と判断されます。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番から4番まで続けて3番委員の調査報告をお願いします。

- （3番委員）議第25号、農地法第5条の許可申請書の3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で面積は1筆の1、331㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、転用目的は個人住宅と貸駐車場です。農地の区分は第1種農地で、農業振興地域内、都市計画区域外でございます。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙位置図8ページです。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的は、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。土地改良区にも意見書を提出されておりますが、土地改良区としては、差し支えありませんという報告がきております。

一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として、立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。

続きまして、議第25号、農地法第5条の許可申請に対する4番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で面積は1筆で481㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第1種農地で農業振興地域内、都市計画区域外でございます。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙位置図9ページでございます。申請地は第1種農地ではありますが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。こちら土地改良区からの意見書が出ておりますが、差し支えないという報告がきております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

次に4番について質疑はありますか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

日程第5・議第26号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第5・議第26号 朗読

○（議長）貸借設定の「利用権の設定を受ける者」が、2番は7番委員の親族、14番は5番委員の親族となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、2人につきまして、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。2人の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）おはようございます。ご報告の前に2点、訂正をお願いいたします。

まず、5ページをお開きください。利用権設定等状況一覧表になります。一番上に25番、賃借権、3年、1, 334㎡と記載されておりますが、番号は26番になります。前ページに既に25番がございますので26番となり、そのあとについても順を追って番号の訂正をお願いします。最後は32番になります。訂正をお願いします。

次に、利用権設定の12番をお開きください。2筆ございまして、借賃のところは『全体で玄米』と中途半端になっておりますが、30kgの4袋が正しいものになります。訂正よろしくをお願いいたします。

お手元の資料をご覧ください。令和3年5月17日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用計画総括表になります。左側の今回について利用権設定の「田」が65, 397㎡、「畑」が6, 441㎡、合計の71, 838㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が13, 312㎡、「畑」が0㎡、合計の13, 312㎡あがってきております。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買入れが4件、公社売渡しが0件、合計の4件ございました。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回も農業公社、農地中間管理機構が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借入れについては基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められております。また、公社貸付けの手続きについては、農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認

可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、2、3カ月後になる見込みでございます。今回、新規が23件、再設定が9件、合計の32件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時45分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定とに分けて行います。

所有移転関係の1番から4番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

2番、14番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

2番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
14番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第27号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第6・議第27号 朗読
一点、変更をお願いします。非農地証明願いについて、担当は24番委員となっておりますが、今回、推進委員が出席しておりませんので、現地調査をされました9番委員に変更をお願いします。
- (議長) 1番について9番委員の調査報告をお願いします。
- (9番委員) 報告いたします。5月12日に事務局の坂井さんと24番委員と私で非農地証明の現地確認のため集合いたしました。集合しました折に坂井さんに持ってきていただきました書類等を確認し、現地へ向かいましたが、どうしても場所が分かりませんでした。願出人に連絡をしまして、申請地まで案内をしていただけないかお願いをしたところ、ご了承いただきましたので、自宅に出向いて4人で現地確認へ行ったところであります。場所については、元会社だった建物のその反対側、人吉側から行けば道路から建物、その右下になります。その下は川になっていますが、その手前は今現在、河川の廃土で埋め立てがされておりまして、広く伐採をされておりまして、願出人はこの前日にも現場に行かれたそうですが、当初、場所が分からなかったもので上から眺めてみると、埋め立て予定地は広く伐採されておりまして、下りてみないと分からないということで、4人でその山をずっと通って下まで下りてみました。正確には現地まで行き届いておりません。そのような場所でありまして、願出人に申請地はどこにあるのか、この道がどこから行けるのかを聞いてみましたが、全く分かっていない様子で、見ても見えませんでした。この調査につきましては、非農地証明の基準であります第3項のアとイにも該当するようなところございました。そのようなことから農地復元は不可能であり、調査の結果は適当と判断いたしました。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- （3番委員）最終的には場所が確認できなかったということでしょうか。
- （9番委員）見ることはできますが、現地へ行くことはできませんでした。
- （議長）よろしでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第7・議第28号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- （事務局次長）日程第7・議第28号 朗読
- （議長）では、事務局から説明をお願いします。
- （事務局次長）別紙で議第28号と書いてあります資料をご覧ください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。
この点検評価（案）につきましては、推進委員さんにも事前に郵送で配布してあります。推進委員さんにもご意見があれば連絡をしてくださいとお願いをしておりました。ご意見がありましたので、ご報告をいたします。
- （事務局長）委員から人吉地区の中で人・農地プランに基づいて共同体で農地を運営するようにお願いしたいということだけありました。個人ごとの利用権設定ではなく、地域や人・農地プランごとで農地の運営をして欲しいとのことでした。特に今しているところから頑張ってもらえるということでした。地域の中で担い手や利用権設定が難しいもので地域の中でカバーをしていこうというご意見がございました。
- （事務局次長）以上が委員からの意見になります。では、説明に戻ります。

まず、1ページをお開きください。これは、令和3年3月31日の農業委員会の状況になります。今回は2020年の農林業センサスの結果に基づき記入をしております。昨年の資料を挟んでおりますが、これは2015年の農林業センサスの数値になります。比べてみますと、耕地面積になりますが、これは国が調査します耕地及び作付面積統計における耕地面積からの結果ですが、130haの減となっております。例年20haほどの減でしたが、6倍もの耕地面積が減ったことになります。下の段の経営耕地面積も139haほど減っておりますが、農林業センサスは被災前でしたので、被災農地は反映していないと思われます。被災農地を反映するともっと減るのではないかと心配をしております。遊休農地の面積は委員の皆様が頑張ってお調べされた成果が出ております。農地台帳面積が42ha減っていますが、これは非農地にした分と転用許可した分になります。被災したため仮設住宅用地などへ一時転用した農地や砂利採取として一時転用した農地も含まれます。これは農地に戻されますので、また増える形になります。総農家数は226戸の減となっております。今回、農業機械や倉庫など被災された方の多くは、機械があったから農業をしていたが、子供も農業をしないし、高い機械を買ってまでもう農業はしないとわれ辞められましたが、これは被災前の調査になりますので、実際はもっと減っていると思われます。このあとの説明は、主要な数値のみになります。説明の後、お時間をとりますので、他の内容についてはその時に確認をお願いします。

2ページをご覧ください。農地の利用集積・集約化になります。2番が目標と実績になります。昨年は、集積目標を少し高く設定しておりました。口頭契約を半分解消すれば達成する目標で、特に熊本県が口頭契約の解消活動に力を入れていた年でもありましたので、口頭契約の解消活動を頑張る意味での目標でした。今回、7月に被災し、しばらくは活動どころではない状態でしたので、農家が減少し、農地が被災した中で、集積実績が減少とならなかったのは、委員の活動も大きく影響していると評価しております。

3ページをご覧ください。新規参入の促進になります。参入実績の内訳は、青年等就農計画の認定者が3人、法人が2戸と他1人となっております。ここは目標達成となりました。委員の皆様にも法人の借用する農地の選定等にご苦労いただきまして、大変お世話になりました。今後は、この法人を支援していくことが重要になります。

4ページをご覧ください。遊休農地の解消目標を8haとしておりましたが、先ほど説明しましたとおり遊休農地の面積が増えたため実績はマイナスとなっております。実際は、耕作を再開し、解消された農地もありましたが、わずかでした。

5ページから8ページまでは後ほどご覧ください。

次に今年度の目標とその達成に向けた活動計画を説明いたします。

9ページからになりますが、ここは1ページと同じですので省略いたします。

10ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化の目標面積ですが、

7月の豪雨災害で被災した農地が400ha以上ありましたので、それをかみして、昨年策定しました農地等の利用の最適化の推進に関する指針から算出したしております。被災した農地の合意解約も出てきておりますし、更新をされない農地も出てきておりますので、決して低い目標ではないと思います。活動としましては、昨年、豪雨災害やコロナ禍でできませんでした、人・農地プランの話し合いが始まりますので、実質化に向けてしっかり活動できればと思っております。3番の新規参入の促進は例年どおり4経営体を目標といたしております。

11ページをお願いします。遊休農地の解消面積の目標としましては、難しいとは十分存じておりますが、令和5年度に遊休農地の面積をゼロにとありますので、それに向けての目標設定となっております。以上で説明を終わります。審議のほどお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります点検・評価（案）及び計画（案）に目を通す時間を5分間ほどとります。10時10分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（1番委員）農林業センサスもコロナの影響で対面出来なかったところもあるかと思えます。回収率は何パーセントだったのでしょうか。

○（事務局次長）農林業センサスの担当課ではないので分かりませんが、ほとんど出来ていると思います。私たちが調査しただけでも100%調査出来ております。

○（3番委員）調査はコロナの影響前でしょうか。

○（事務局次長）前になります。1月か2月くらいに行いまして、そんなにまだコロナの影響がなく、本当に協力いただけない方や行方が分からない方以外はほぼ出来ていると思います。

○（議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

○（事務局次長）ただ今可決いただきました内容につきましては、市と農業会議のホームページで公表されます。これは公表しなければならないものですので、全国の農業委員会が公表しております。他の農業委員会がどのようにされているか、どのような目標を立てられているかを見られたい場合には、時間がありましたらインターネットで見ていただくのも良いかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○（議長）これで本日の議事は全部終了いたしました。

（ 10時13分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員